

日医発第279号(地Ⅱ57)

平成28年 6月 9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について、別添のとおり本職あてに周知・協力依頼がありました。

本件に関しましては、すでに平成28年4月12日付け(地Ⅱ7)をもって、官報(号外第73号)等を送付申しあげているところです

改正省令の趣旨は、事業経営の利益の帰属主体(以下「事業者」という)の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したというものです。

本省令は平成29年4月1日から施行する予定になっておりますので、貴職におかれましては、この度の労働安全衛生規則の改正内容についてご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。



基 発 0523 第 1 号
平成 28 年 5 月 23 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるところです。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、会員事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

第 2 細部事項

1 第 13 条第 1 項第 2 号イ関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

2 第13条第1項第2号ロ関係

事業者が法人でない場合にあつて、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第13条第1項第2号ハ関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（産業医の選任）</p> <p>第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。</p> <p>イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者</p> <p>ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人</p> <p>ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>（特定業務従事者の健康診断）</p> <p>第四十五条 事業者は、第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>（産業医の選任）</p> <p>第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 3 (略)</p> <p>（特定業務従事者の健康診断）</p> <p>第四十五条 事業者は、第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。</p> <p>2 4 (略)</p>